

第6回佐賀中部広域連合第7期介護保険事業計画策定委員会会議録

日時 平成30年1月24日（水） 午後3時から

場所 佐嘉神社記念館 3階

【出席委員】

松永委員 藤佐委員 大川内委員 野田委員 城島委員 吉田委員
大隈委員 原田委員 古賀香光委員 角本委員 徳丸委員 徳永委員
松尾委員 鍋島委員 石丸委員 古賀義孝委員 上村委員 小井手委員
田中須磨代委員 北川委員 橋本委員 凌委員 川野氏（愛野委員代理）
伊東委員 田中稔委員 家永委員

【欠席委員】

傍示委員 堀委員 八谷委員 高岸委員 島内委員 中下委員
馬場委員 倉田委員 久野委員 廣岡委員 岡部委員

【事務局】

秀島広域連合長 岩橋事務局長
石橋総務課長兼業務課長 一番ヶ瀬認定審査課長兼給付課長
谷口給付課参事兼副課長兼包括支援係長 熊添総務課副課長兼行財政係長
岩永認定審査課副課長兼介護認定第一係長 川原業務課副課長兼業務係長
松枝総務課庶務係長 中島認定審査課認定調整係長
副島認定審査課介護認定第二係長 木村給付課主幹兼給付係長
小副川給付課指導係長 吉岡業務課賦課収納係長

午後3時 開会

○司会

皆様こんにちは。定刻となりましたので、第6回目の佐賀中部広域連合介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。

私、本日の進行を務めます事務局業務課の川原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、第6回目の策定委員会の開催に当たりまして、佐賀中部広域連合広域連合長の秀島から御挨拶させていただきます。

○広域連合長

皆さんこんにちは。広域連合長の佐賀市長の秀島でございます。

きょうは大寒を過ぎてすぐのところでございますが、大変寒い中、こうしてお集まりいただきまして、ありがとうございます。関東地方等の雪の模様等を見ると大変な状況でございますが、佐賀にあってああいうふうにならないように、ただ祈るだけということでございますが、今のところ何とかやり過ごせるのかなと、そういう甘い期待も持っているところなんです。今晚あたりはどうなるかわかりませんが、よろしくお願いたしたいと思っております。

昨年の6月にこの会が立ち上がりまして、第7期の計画をつくるということで、過去、今回で6回目でございますが、2回の分科会等を経てされておりますので、8回の会議を経験されているということになるわけでございますが、大変お忙しい中で中身の濃い議論をしていただきまして、ありがとうございます。

きのうは後期高齢者の理事会もございまして、そちらのほうでもいろいろな問題点が出されました。保険制度がつくられた当初からすると、かなり給付内容も変わってきて、負担のほうも重くなっております。同じように、この介護でもそういう部分が見受けられるわけでございますが、いずれにしましても、みんなで助け合って、そして、人間らしく高齢期を過ごしていこうと、そういうふうな部分の願いがこの中にも入っておるわけでございますが、願いはそういうものであったとしても、現実的にはかなり厳しいものがあるわけでございます。しかし、いずれにしたって保険制度としてお互いの助け合いをもとに制度を運営していくという役目がございまして、今回が最後の議論の場と申しますか、皆さんたちの御意見を頂戴する場になると思っております。それを経て、一定のまとめを行って、そして、議会等へ諮るということになってまいりますが、それが通った後には、きょうお集まりの皆さんた

ちですね、御出席いただきました皆さん方、そして、これまで議論をしていただいた皆さん方に、運営の面でも御協力を、また御支援をお願いしなければならないと思っております。佐賀のこの介護保険制度をよりよきものに継続して運営できることを祈念いたしまして、また、皆さんたちにそのためのお力をおかりするということをお願いいたしまして、冒頭の私のお礼とお願いの言葉にかえさせていただきます。きょうは大変御苦労さまです。これからもよろしく願いいたします。

○司会

これから議事に入りますが、広域連合長は公務のため、ここで退席させていただきます。

〔広域連合長 退席〕

では、お手元の次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、古賀会長にお願いすることになります。古賀会長、よろしく願いいたします。

○会長

では、いよいよ最後の会議になりました。早速、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第に沿って進めさせていただきます。

まず、議事の(1)第7期佐賀中部広域連合介護保険事業計画案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局総務課の石橋です。どうぞよろしく願いいたします。

では、資料1の第7期佐賀中部広域連合介護保険事業計画案をお願いいたします。

12月開催の第5回策定委員会では、素案を皆様方に御提示し、方向性等について御承認をいただきました。今回の計画案につきましては、介護報酬の全体の改定率が示されたことによる給付費の確定及び保険料の姿、また、各事業の姿をお示しさせていただきます。

まず、目次のほうをごらんください。

第1章から第8章までについては、内容の変更に係る修正は行っておりませんが、字句の修正や資料の追加を行っておりますので、変更点の概略をお示しいたします。

第9章については、給付費の確定及び保険料の具体的な額をお示ししています。

第10章については、前回は空欄でしたので、それぞれの事業ごとにどういった取り組みを行うかを示させていただいております。

では、第1章からですが、1ページをお願いいたします。

まず、元号、西暦の表現の統一を行っております。こちらは全体的に見直しており、例えばですが、1ページの表現は元号と西暦を併記しております。国の統計資料などは西暦による表記が多いので、それと比べると必要がある部分、あるいは国の資料から引用している表記の箇所などについては併記をいたしております。

広域連合独自のページでは、例えば、36ページになりますが、元号のみの表記といたしております。済みませんが、32ページにお戻りください。

地域包括ケアシステムについてですが、国の資料では、構築と深化・推進が混在して使われており、その引用を行った部分などで構築という表現をそのまま使っておりましたが、より重点的に進めていく考え方が必要になるため、その考え方を明らかにするためにも、(2)などの表記は含めて、全体的に深化・推進という言葉に改めております。

次に、49ページから51ページになります。地域密着型サービスになりますが、日常生活圏域の利用者数の見込みを追加しております。こちらは現在の利用者をそのまま引き延ばしており、参考として提示いたしているもので、具体的な利用者や事業者の意向を反映したものではありません。

98ページをお願いいたします。

前回の委員会で矢印だけの表記では取り組みの方向性が見えにくいという御意見をいただきましたので、どういった方向性かを文字で追記いたしております。こちらは99ページ、100ページ、101ページにも同様とさせていただきます。

では、改めて第9章 事業費の推計の御説明となります。

事業費の推計につきましては、前回素案では介護報酬の改定が反映されていない状態での御説明となっております。今回、介護報酬改定、0.54%の引き上げと、それに伴う施策等の再精査により計算した給付費を載せております。

102ページから110ページまでは介護サービスの推計として、第7章の各サービスの利用者数の見込み数からサービスの給付費の推計をしたものをグラフ化いたしております。

102ページは施設サービス費、103ページは居宅サービス費、こちらは要支援と要介護の合算となっております。

104ページは地域密着型サービス費、これらも要支援の方が利用できるサービスは合算となっております。

105ページはその他のサービス費、こちらも合算です。

106ページは、102ページから105ページの合算値によるものです。

107ページから108ページは介護サービス給付費見込み、109ページは介護予防サービス給付費の見込みとなっており、102ページから104ページの各サービス費の詳細となっております。

110ページは地域支援事業の事業ごとの費用となっております。

111ページを開いてください。第1号被保険者保険料の算定です。下の参考数値が確定いたしましたので、前回から数字の変更を行っています。給付費準備基金残高を約9億円としておりましたが、基金残高見込みが約9億5,000万円となりましたので、その額に変更し、また、第7期の基金投入額についてもほぼ全額を投入する予定といたしております。

給付費基金については、第6期の保険料の剰余金が積み立てられているものであり、次の期でその全額を投入することで制度の原則となっており、これにより保険料の上昇を抑えるものです。

112ページを開いてください。

こちらの表は、介護保険料の基準額となるもので、給付費の全体額を載せております。

第5回の素案でお示した数字は、第6期の現在の報酬単価で計算したものの積み上げでしたが、今回は介護報酬改定0.54%引き上げた等により再計算した確定値を載せております。

上から2番目の左側の標準給付費見込額をごらんください。

総額は平成30年度に287億4,054万6,000円、平成31年度295億4,475万7,000円、平成32年度310億5,032万6,000円と、第7期計画期間の3カ年で総額893億3,563万円を見込んでおります。前回の素案と比べて3億8,867万1,000円の増となっております。

また、地域支援事業費については、平成30年度から平成32年度までの3カ年で総額68億5,316万円と見込んでおり、素案から比べると3年間の合計額で約6億5,900万円の減となっております。これについては、総合事業関係の費用の精査によるものです。

第6期から見ますと約30億円伸びていますが、これは第6期では経過措置により対応していたものが、第7期では全ての事業を平成30年度から実施することによるものです。

下の表は、団塊の世代が後期高齢者となる75歳に到達する平成37年度も見据えた将来推計をあわせて載せております。

113ページは、介護保険料段階の第7期と第6期の比較となります。

114ページは、第7期事業計画における保険料段階となります。

第5段階をごらんください。この段階が基準額となります。保険料月額5,960円で、第6期と比べて690円の増額となっております。

最後に、公費負担による保険料軽減の強化について御説明いたします。

標準段階とは別に、公費による軽減強化が第6期より介護保険法により規定されております。第7期については、消費税10%増税後に、第1段階から第3段階の軽減率に変更となる可能性があります。平成30年度は第1段階のみの実施予定となっております。

なお、31年度、32年度の軽減幅は、現時点では国から示されておられません。

115ページは、参考として、第6期における保険料段階を載せております。

116ページをお願いいたします。

第10章 介護保険のよりよい運営のためにです。

1. 公平・公正な要介護認定ですが、介護保険制度の根幹となる要介護認定について、より適切な認定調査、審査会運営を行うための取り組みを記載いたしております。

(1)の認定調査の統一性では、直接調査、認定調査員の研修、また、認定調査員を指導する職員の育成について。

(2)適正化・公平性の維持・向上では、介護認定審査会の運営について記載をいたしております。

117ページをお願いいたします。

2. 介護サービス等の充実・強化ですが、まず、(1)ケアマネジメントの質の向上では、介護保険サービスの入り口となる要介護のケアマネジメントを実施するケアマネジャー、また、要支援者のケアマネジメントを実施するだけでなく、加えて高齢者のよりどころとなる地域包括支援センター職員の質の向上について記載をいたしております。

118ページをお願いします。

(2)サービスの質の向上では、より適切なサービス提供のために、各事業者が実施するサービス提供がより質が高く、また、適切な実施のために、本広域連合が実施する事業所の指定や指導、その連携を行うこと。また、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するための地域密着型サービスの整備について記載をいたしております。

また、新たに(3)人材の確保及び資質の向上に関する記載を追加いたしております。

施策全般は県が推進するため、その連携に努め、ただそれだけではなく、介護保険者が実施すべき事業者に対する相談体制や関係機関との連携体制の構築などに努めます。

119ページをお願いします。

(4) 効果的・効率的な介護給付の推進として、適切なサービス提供とその結果としての費用の効率化を目指して、次に掲げる事業を基本として、効果的・効率的な介護給付の推進を行うことを記載いたしております。

①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業については、既に広域連合では取り組んでおりますが、これらの事業のさらなる充実に努めます。

なお、策定委員会で御了承いただいた介護給付費適正化計画の別途作成につきましては、年度内に実施する介護保険運営協議会でお示しをしたいと考えております。

120ページをお願いします。

3. 利用者支援として、(1)介護に関する情報の提供及び支援では、地域密着型サービス事業者の情報を提供し、また、県が構築する介護サービス情報の公表制度の活用について記載をいたしております。

また、(2)介護に関する相談や意識啓発では、介護認定や介護保険料、サービスに関する本広域連合の相談体制の充実に努め、また、制度全般に関するパンフレットであるべんり帳の作成を行い、出前講座の実施などによる制度の趣旨普及について記載をいたしております。

121ページをお願いいたします。

4. 介護保険財政の安定確保ですが、介護保険の財源は保険料の公費で賄われており、そのうち広域連合が直接収納する第1号被保険者の収納の取り組みについて記載をいたしております。

(1)収納率の向上の①納付啓発、口座振替の勧奨では、第1号被保険者、特に65歳に到達してまだ制度にふなれな方への意識啓発や口座振替利用の勧奨。②納付勧奨、訪問徴収等では、みずから納付をいただく普通徴収者の方、何らかの事情で未納が発生した方への収納対策。③の構成市町との連携では、必要な市町との連携などを記載いたしております。

122ページをお願いいたします。

5. 地域包括ケアのための地域づくりです。

ここから126ページまでは、第6期は経過措置のことを用いて、まずその制度づくりを行うことと記載しておりましたが、第7期では、その充実策を記載しています。

(1)の自立支援、介護予防・重度化防止の推進では、まず、①自立支援、介護予防・重度化

防止の推進の基本的な考え方を記載し、②③では、介護予防日常生活総合支援事業における介護予防生活支援サービス事業、一般介護予防事業については、89ページから92ページまで掲げた方向性に従った取り組みを記載いたしております。

また、123ページ、(2)認知症施策の推進、124ページ、(3)生活支援体制の整備、125ページ、(4)在宅医療・介護連携の推進は、地域包括ケアの深化・推進には欠かせない事業であり、それぞれの地域包括支援センターが主体となって取り組んでいただく事業であります。それぞれ、まず基本的な考え方を記載し、98ページから100ページまで掲げた方向性に従ったそれぞれの事業の取り組みを記載いたしております。

126ページをお願いいたします。

(5)地域ケア会議の推進も、同様にそれぞれの市町、地域包括支援センターが主体となって取り組んでいただく事業であり、それに広域連合も深くかかわる必要があります。現在の事業実施やその体制の充実について記載をいたしております。

127ページをお願いいたします。

6. 高齢者の権利擁護として、(1)高齢者虐待の防止及び対応では、地域包括支援センターが持つ相談機能が十分に機能し、行政機関である本広域連合や市町が十分な機能を果たせること、(2)権利擁護の推進では、成年後見制度の円滑な利用について記載をしています。

128ページをお願いします。

7. 計画の点検・評価となります。

評価については、第5回の素案の御提示の際、国のインセンティブの評価指標を用いることができると申し上げておりましたが、この策定委員会までに正式な通知が来ていないため、事業計画では代表的な項目をお示しすることとしています。

それぞれの事業ごとに具体的な項目、評価の指標などは、国が示す内容に従って、この先、通知が来た際には介護保険運営協議会にその必要な内容をお示ししながら、その強化や対応策等をお諮りしたいと考えております。

最後でございますが、今回、計画案をお示しし、その御承認を受けたいと思っておりますが、今後、もし字句等の誤りがあれば、その修正等については事務局限りで行わさせていただきたいと思っておりますので、そういった部分も含めまして御承認としてよろしくをお願いいたします。

以上、長くなりましたが、第7期介護保険事業計画案の説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、何か委員の皆様から御意見、御質問等ございませんでしょうか。一応最終案ということになります。はい、どうぞ。

○委員

じゃ、少し御質問申し上げたいと思いますけれども、きょう詳しく御説明いただきまして、以前のと随分変わって本当によくなって、さすがだなと思いました。

以前、私どもが資料としていただきましたのはとってもお急ぎだったのかなというような気がいたしましたけれども、ただ、少し、先ほど私、字句の訂正のことにつきましては事務局のほうにこういうのはいかがでしょうかということを申し上げておきましたので、それは見ていただいてと思いますが、それと同時に、図表の単位を統一していただきたいなど。書き方なんですけれども、それは必要だろうというふうに思いました。それが1つです。

それから、ずっとページを見ておりまして、細かいことかもしれませんが、各章の始まりがありますよね。それが左のページであったり右のページであったりというのがありますけれども、これはやっぱり右のページのほうが読みやすいと思いますけれども、何かそういうような工夫がおできになるようでしたら、少しお考えいただけないでしょうかというのがあります。

それからもう一つなんですけれども、これは7期以降から出てくる新しい言葉等々もございますし、これまでもわかりにくいような言葉があったかと思いますが、ですから、その語句の説明等を入れていただくということをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

章のページを右ということにつきましては検討させていただきたいというふうに思います。

それと、必要などころに必要な説明、こちらのほうも入れさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○会長

ほかにございませんでしょうか。

○委員

老施協からでございますけれども、ちょっとページが探せないんですが、定期巡回随時対応型訪問介護が7期にかなり計画として入れていただいているんですけれども、これ現実そういう予定というのが、もう間近なことなんですけれども、確かな部分なんでしょうか。いわゆる希望的なものなのか。

○会長

事務局よろしいでしょうか。定期巡回。

○事務局

お答えさせていただきます。

こちら、今、27年、28年、29年のほうにつきましては具体的に申し上げますと、小城市の清水福祉会様のほうが事業を実施されている状況でございます。6期の終わり、この30年度中に佐賀市のほうで至誠会病院さんのほうが新たに事業所をオープンされると。

ちょっと失礼な申し上げ方になってしまうんですが、小城市より佐賀市のほうが人口密集地であるということで、小城市さんが今実施されている分より、より多くの利用者さんが増加するんじゃないかということで1事業所増設ということ踏まえた上での利用者見込みとなっております。

○委員

それともう一つ、何度も申し上げていることなんですけれども、人材の確保と質ということを言われておまして、もっともなことなんですけれども、人材の確保というのが相変わらず厳しいんですね。実際、サービスは提供したくても人が集まらなくてサービスができないというのが現実に県内において起こっております。市内においてもそういうふう聞いております。

この先、さらにこの確保が今より潤うということはまず考えられないというようなことで、この人材確保については我々の業界では本当に深刻な問題で、この計画は本当に、失礼ながら、現実離れしているというか、実際できるのかなというぐらいの表であったり文言であるんですけれども、それがさらに乖離していくというような感じが、人がそろわないことにはサービス提供できませんので、そこらあたり、もし計画どおりにいかなかったときに、いわゆる市民というか、皆さん方に、対象者の方やそれにかかわる方たちにどう説明がつくのかというのを、サービス提供事業所としては非常に危惧するところがございますけれども、中部広域連合としてはどのようにお考えか、まずそこらあたりを聞きたいと。

その人材確保についても、あの手この手で今、老施協でも老健協でもいろいろやっているところではあるんですけども、そうそう思いどおりにはいかないという現状があります。そういう中で、絵に描いた餅にならないように、もう少し現実的な話をしていかないと、とても計画どおりにはいかないというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

人材確保につきましては、これまでの会議の中でも幾度となくお話をいただいております。現在取り組んでいる事業としまして、介護職員の資質向上や資格等に応じた定期昇給率の取り組みとしまして、介護職員の処遇改善事業とか取り組んでおります。それと、ケアマネジャーさんの人材育成を目的としまして、ケアマネジャーさんの同行型研修をまた実施を予定しております。それと、自主グループ活動さんもおられますので、そちらのほうへの健康支援員の派遣事業等を今後取り組んでいくということで、それによってまた人材の発掘とか、そういったことに努めていきたいと考えているところです。

○委員

質の前に量なんですね、現実的には。結局、質を上げるためにいろんな研修がなされていますけれども、これは国に申し上げたいことではありますけれども、どんどん時間が長くなっているということで、現場を離れて研修に行くとか、そういったこともあって、魅力ある仕事ということから少しかけ離れているというか、そこらあたりもあると思いますし、今、人材が確保できない中で研修に出すということ自体が、人員基準が厳しくて、なかなか思うように出せないというのもあるわけですね。ですから、どこをとっても八方塞がりじゃないですけども、なかなか明るい見通しが見つからないというのが、我々施設関係者の非常に今憂いているところなんです。そこらあたりを重々お考えいただかないと、介護保険事業計画というのは計画どおりにはいかないと思います。

何度も申し上げていることですがけれども、養成校の定員割れというのも慢性的になっております。だから、少子化の中で、これは介護や医療の業界だけではなくて、今、人材の確保が難しいということがあります。ですから、そういうことも財政的なことと、いわゆる少子化で人材が確保できないということから、地域包括ケアシステムのいわゆる専門家だけではなくて住民をも巻き込んだ形での施策が必要だということでもありますけれども、かといって、

住民のいわゆるパワーというのを確保するのに、もう30年度からというのに、果たしてそれが国が思うようにというか、この中部広域管内で進んでいるかということもまた非常に不安なところではあります。これは、それぞれの市町でというか、我々も組織としてそういったところをどんどん地域住民に啓発していく必要があるかと思えますけれども、何せやっぱり行政の力がないことには非常に難しいところがあります。そういったところを、本当にお忙しいとは思いますが、国といたしまして、そういった今の実情をですね。だから本当に危機感を持っています。よろしくお願ひしたいと思えます。

○会長

貴重な御意見ありがとうございました。

今度の地域包括ケアの考え方に住民の自助、互助というのがかなり打ち出されておりますので、そういう情勢といたしまして、ムードづくりに行政に汗をかいていただければと思えます。ありがとうございました。

ほかに。はい、どうぞ。

○委員

ケアマネジャー協議会の者ですけれども、特に文言の修正という部分ではなくて、今後、そのあたり考えながら動いていただきたいという部分の提案の中で、35ページに「他の計画との関連」という項目がございます。ここの中では、介護保険事業計画はというところで、老人福祉計画との一体感とか、それ以外の地域福祉計画、障害福祉計画との調和ということに触れてあるんですけれども、実は昨年12月に厚労省が「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進」という項目の中で、地域福祉計画が各保険者単位の介護保険計画だとか、障害福祉計画、健康、それらの計画の上位計画という位置づけがあるんですね。そうすると、中部広域連合管内にある市町について、地域福祉計画の改正のサイクルというのはまちまちだと思ひまして、そうなったときに市町の特性を生かすという部分で、中部広域連合がそれぞれの地域福祉計画の所管課とうまく改正に向けた計画づくりを進めていかないと、地域福祉計画と介護保険事業計画が乖離することになりかねないので、そのあたりは今後進める上で、検討した上で対応していただきたいなという要望です。

○会長

貴重な御提言ありがとうございました。

ある程度アンバランスにならないように、広域連合のほうでリードをとって今後調整して

いっていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ほか、委員の皆様から御意見、御質問ございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

公募委員です。

83ページにございます一般介護予防事業の中の地域介護予防活動支援事業で、高齢者ふれあいサロン等の地域活動組織の育成・支援、それから、ボランティアや支援者の人材育成というふうなことが書いてありまして、第7期に向けた課題として、自主グループ化等を推進して、地域における通いの場を充実していく必要があるというふうに書いてありますが、再三質問をしてきたところなんですけど、具体的にどういうふうなことをなさろうとされているのかというのがよく見えてきません。実際、私のところのふれあいサロン、それから元気アップ体操というのをやっているんですけども、そこでお世話をしている人たちが、心といますか、やっぱり自分たちもいつかはそういうことになっていくんだと、そのためにはやっぱりもっと心を込めてやらなきゃだめだというようなことでやっているんですけども、育成とか支援とか、その辺の言葉じゃなくて、具体的にそこら辺をどういうふうに考えておられるのか、現場あたりをごらんになったのかどうかということも含めてお伺いしたいと思いますし、自主グループ化を推進するとか、ここら辺のことは本当にどういうふうなことを考えておられるのかなということを質問したいと思います。

○会長

事務局よろしいでしょうか。

○事務局

先ほどの御質問に対しまして、まず、自主グループで実施されております各事業につきましての支援としましては、先ほど申しました健康支援員の派遣を予定しているところです。それにより集まられてた方が、健康についての目標を持って続けていかれるような流れになっていけばと思っております。

それから、事業に対しての支援につきまして、事業の種類としましては、各市町さんのほうでいろいろ事業はされてありまして、広域連合としましては全てを把握しているかと言われると、ちょっとそこまではできていないかなと思いますけど、どういった事業をしますよということで、そういったことにつきましては協議をしながら、打ち合わせをしながらこれまでも進めてありまして、これからもまたそういった形で進めていきたいと考えていると

ころです。

○委員

済みません、ちょっと突っ込んで質問をさせてもらいたいと思いますが、ふれあいサロン等で、いろんなことを毎月、頭をひねってやっているわけです。そのときに、こういったものをやりたいなとか思っても、なかなか今までの経験では浮かび上がってこない。私も少し協力をして、昔の経験とかそういうものでこういうものがあるよというようなことで助けてはいるんですけども、少し広域連合は市町とは違うよと、その上のところにいるからという話でしょうけど、やはり現場を少しごらんになって、そこはこういうふうにやったがいいというようなところが支援じゃないかなという気がしますし、もう一つの元気アップ体操なんかでも、やっぱり体操をやっている、ちょっとここの足の曲げ方でかえってマイナスになるということもこのごろ学んだということも言っていましたので、せっかくボランティアで一生懸命やっているのに、そういうことではかえってまずいなというふうなところもありますし、年に一度とかそういうことでもいいから、ちょっと目をそこに通していただくと、かなりそういうサロン等もうまくいくんじゃないかなと。

それと、やっぱり継続していくことに対して、私の家内なんかも相当な高齢になってきましたので、後の方のことを心配しているんですけど、なかなか誘っても乗ってきてもらえない。それは考え方そのものが違うんじゃないかなと。私事ですが、かなり昔にフィンランドの福祉の本を1冊買って読んだことがあるんですけど、著者は、帰化して参議院議員になられた方が書かれた本ですけど、基本的に国民の考え方が違うから、イコールそのとおりになるとは思いませんけど、何かやっぱりそこら辺に参考にするものがあるような気がしますし、いかがでしょうかね。

○会長

事務局お願いいたします。

○事務局

先ほど御指摘がありましたとおり、ほかの外部とか外国でやられている事業等もちろん参考になりまして、うちのほうでもできるものがありましたら、また協議、検討等も必要になってくるのかなとは考えております。

○会長

広域連合が直接行くか、あるいは各市町が実施主体でもありますので、各市町にサロンの

運営状況など情報を収集していただいて、やはり現場の運営の方、ボランティアの方と寄り添った対応をぜひ酌み取って、継続、発展していけるような対応をとっていただければと思います。各市町と情報を密にとっていただければと思います。

ほかに意見。

○委員

認知症の人と家族の会の者です。

先ほど委員が言われた、やはり人手不足というのは深刻な事態だと思うんですね。私も施設の方とお話しする機会があるんですか、やっぱり人が集まらないと。それは、他の業種に比べて賃金が低いという問題が根本的にあるわけですね。ですから、この間、福岡のほうにも勉強に行って聞いてきたんですけども、やっぱり人手不足というのは深刻な事態で、そういうふうにどんどん介護職の人たちが離職するということになっていくと、施設をやっているところでは本当に大変だろうと思うんですね。これは、本当は国に言うべきことなんでしょうけれども、今回、0.54%しか上がらないという問題、やっぱりこれだったら人件費だってなかなか賄えないと思うんですね。ですから、どこを削るといっても余裕がなくなってきているというのが実態だろうと思うんです。ですから、そのあたりでは、人が集まってこられる、人件費が上がるという方向でしか物事は解決しないんじゃないだろうかと考えています。ですから、そういう面では、国のほうにもそういう意見はどんどん上げていただきたいなというふうに個人的には思っています。

○会長

御要望として承りたいと思います。

最後、どうぞ。

○委員

会議にずっとかたっておりましたが、言うチャンスがありませんでしたので、きょう述べさせていただきたいと思います。

私は、JA女性部の代表で来ております。神埼地区の女性部では、高齢社会に対応するために、組合員、その家族、地域住民が互いに力を合わせて、安心して暮らせる豊かな地域づくりを進めることを目的として、ことしで5年目になりますミニデイサービスを開催しております。神埼地区、千代田地区、吉野ヶ里地区の3カ所で、一応、年1回で開催しております。出席される人数は20人、30人ぐらいだと思います。そこで体操をしたり、ゲームをした

り、カラオケをしたりして、皆さんと昼御飯を食べて、豚汁を私たちがつくって、漬物とかを持ち寄って、和気あいあいと活動しております。

それからあと1つ、町の老人クラブのほうに入っております、女性部が音頭をとり、友愛事業という事業をしております。地区に帰って、ひとり暮らしの方と、それから日中一人で暮らしてある方のところを巡回して、月に2回ぐらい回っております。それは、地域包括支援センターからの助成とか、そういう提案があつてからしていることと思います。一応、報告です。

○会長

ありがとうございました。非常に積極的な取り組みをされておりますので、先ほどのふれあいサロンさんとかJ A婦人部の取り組みなんか、もうちょっと広報に努めていただくと広がり期待できるのではないかと思いますので、しっかりお願いします。

それでは、時間も経過しましたがけれども、ほかに御意見がないようでしたら、本日の第7期の事業計画案について御承認いただけますでしょうか。特に今回が保険料6,000円を切る水準に設定しておりますけれども、特に御異議なければ、原案どおり承認ということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、議事の(2)その他に移らせていただきます。

全体、今回が最終回ということですがけれども、各委員さんから御意見いただいたところですけれども、最後にまだ何かございましたら御意見いただければ。はい、どうぞ。

○委員

この第7期では一番最後のほうに評価のことが書いてありましたけれども、運営協議会に報告してというのがありますが、じゃ、第6期はどうなっていますか。第6期は、同じように評価するための機関はここがございますか。これまでの評価がどうしてあったのかということと、6期はどうするのかということがないと、7期には、いきなりここに運営協議会に報告するとありますけれども、そうはならないだろうと思いますが、いかがでございましょうか。というのが質問でございます。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局

今回、委員のほうから出ている評価、そしてまたこちら第10章の最後に載せている評価というのは、本当に、そういう言い方がいいのかわかりませんが、評価という考え方が新しく、言葉としてはあったんですが、その仕組みとしては新たに、第7期からその中身を評価して課題に対応するよという仕組みを国が提示することになっております。第6期までの評価というのは、残念ながら給付費の分析や認定者の推移、そういったものを、どういった動きであった、どういった形になりましたというところが国が捉える評価であったということで、こちら介護保険運営協議会への認定者の推移や給付費の御報告、また、この策定委員会の1回目、2回目で第6期中の給付費の推移を御報告させていただいたことで、そういった分析を行わせていただいたというふうに私どもは捉えております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、長時間にわたり熱心な御議論を賜りましてありがとうございます。本日が最後の会議ということで、最後に、委員の皆様方に御礼を申し上げたいというふうに思います。

今回は、6回にわたり大変貴重な時間を割いて策定委員会に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。委員長として、非常に稚拙な議事運営で、皆様方には大変御迷惑をおかけしたかと思っておりますけれども、上村・光藤副会長様に支えられて、何とか会長の大任を果たすことができました。特に、今回の計画は介護保険の大きな改正がありまして、非常に難しい計画だったと思います。それと、団塊の世代の高齢期ということで、給付費の増大と保険料との、給付と負担のバランスをとるということで、非常に難しい計画になったかと思っておりますけれども、その中であって、事務局が大変すばらしい案をまとめていただきました。バランスのとれた計画になったのではないかとこのように自負をしております。

1点、今回の計画から入りました地域包括ケアについて、この会議でも何度も出てきましたけれども、まだまだ住民の自助意識とか互助意識が醸成されていないというのは、もう何度も出てきておりますので、計画の中にその種だけはしっかりと書き込んでいただきましたので、今後、ぜひこの計画の実現段階で自助、互助意識を芽吹かせていただければというふうに、今後期待したいと思います。委員の皆様、最後まで本当に御協力いただきましてあ

りがとうございました。感謝申し上げます。

以上で本日の議事につきましては全て終了しましたので、あと事務局にお返ししたいと思います。

○司会

会長、ありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、事務局から連絡事項がございます。

○事務局

それでは、策定委員会は本日で終了となりますが、介護保険運営協議会の開催を予定いたしております。日程につきましては、3月12日月曜日、15時から、会場は、こちらの佐嘉神社記念館を予定いたしております。後日、通知で御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、以上をもちまして本日の会議を終わらせていただきます。委員の皆様、1年間どうもありがとうございました。

午後3時59分 閉会